

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 石川労働局

1 開催日	令和6年3月21日(木) 13時30分～15時10分
2 委員の氏名及び役職等	委員長 西井 繁 弁護士 委員 塚崎 俊博 公認会計士(リモート参加) 委員 村上 慎司 金沢大学講師(リモート参加)
3 審査対象期間	令和5年5月1日から令和5年12月31日 契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	1件
・審議件数	1件
うち低入札価格調査の対象となったもの	0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	1件
・審議件数	1件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	12件
・審議件数	6件
うち、契約金額が500万円以上の案件	1件
うち、参加者が一者しかいないもの	1件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	3件
・審議件数	2件
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	1件
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応札者)が1者しかいないもの	0件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0件

5 審査案件の抽出方法

石川労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条の規定により抽出

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

審査の結果適正と判断された。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	応札者数	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	七尾地方合同庁舎及び穴水地方合同庁舎車庫等シャッター取替等工事	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	#####	株式会社 宮地組 石川県輪島市河井町6部35番地	9220001016584	一般競争入札	3,025,000	3,025,000	100.0%	1者	再委託	所見なし	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	ハローワーク津幡 OAフロア改修工事	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3 丁目4番1号	令和5年8月2日	株式会社 創文堂 石川県金沢市玉鉾3 丁目5番地	7220001003766	水害により発生した床面浸水に対する災害復旧であり、緊急の必要により競争に付することができないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	5,362,940	5,362,940	100.0%	-	新規	所見なし	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	応札者数	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	令和5年度 石川労働局及び各署所用封筒印刷作製	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年5月15日	小西紙店印刷所 石川県金沢市駅西本町5丁目2-1	-	一般競争入札	1,932,480	1,863,895	96.5%	3者		所見なし	所見なし
2	令和5～9年度 石川労働局の業務用自動車賃貸借業務一式(No.1)	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年6月16日	株式会社 トヨタレンタリース石川 石川県金沢市神田1丁目3番10号	9220001004671	一般競争入札 (総合評価落札方式)	2,745,600	2,328,040	84.8%	2者			所見なし
3	令和5～9年度 石川労働局の業務用自動車賃貸借業務一式(No.2)	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年6月16日	株式会社 トヨタレンタリース石川 石川県金沢市神田1丁目3番10号	9220001004671	一般競争入札 (総合評価落札方式)	5,262,400	4,976,400	94.6%	2者		所見なし	
4	小松公共職業安定所における音声付順番案内システム機器の購入・設置	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年8月25日	株式会社 ヤマシナ商事 金沢市達6丁目233番地1	5220001007232	一般競争入札	9,328,330	4,620,000	49.5%	2者			
5	石川労働局新型コロナウイルス対応休業支援金センター閉鎖に伴う什器移設運搬業務委託	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年9月11日	株式会社 島田商会 石川県金沢市広岡2-1-14	5220001003363	一般競争入札	1,571,570	1,430,000	82.7%	1者		所見なし	所見なし
6	令和5年度 年度後半における集中的な就職面接会事業	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年10月3日	ウイルフラップ 株式会社 金沢市問屋町1-20	7220001010795	一般競争入札	2,997,486	990,000	33.0%	2者		所見なし	

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	応札者数	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
7	各公共職業安定所で使用するデジタルサイネージ用ディスプレイの購入及び設置	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年10月23日	株式会社 創文堂 石川県金沢市玉鉾3丁目5番地	7220001003766	一般競争入札	1,658,580	1,501,500	90.5%	3者		所見なし	
8	令和5年度 消耗品等(単価契約以外)の購入	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年11月15日	株式会社 創文堂 石川県金沢市玉鉾3丁目5番地	7220001003766	一般競争入札	2,246,557	2,179,400	97.0%	2者			
9	石川労働局管内各施設で使用する電子複合機の購入等	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年11月24日	株式会社 丸菱 石川県金沢市問屋町2-20	7220001006769	一般競争入札	6,083,147	5,403,057	88.8%	3者		所見なし	所見なし
10	各公共職業安定所で使用する丁合機2台の購入	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年12月4日	イワイ 株式会社 石川県金沢市大友2丁目83番地	4220001001228	一般競争入札	2,092,640	1,999,140	95.5%	2者			所見なし
11	各公共職業安定所で使用するデジタル印刷機2台の購入	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年12月15日	イワイ 株式会社 石川県金沢市大友2丁目83番地	4220001001228	一般競争入札	2,222,000	2,021,140	91.0%	2者			
12	金沢労働基準監督署で使用する移動式書庫の購入・設置等	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和5年12月15日	株式会社 山岸製作所 石川県金沢市小金山3番31号	2220001007193	一般競争入札	1,716,330	1,650,000	96.1%	2者			所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	金沢公共職業安定所津幡分室における文書復旧作業(追加分)	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3 丁目4番1号	令和5年7月31日	リカバリープロ 株式会社 神奈川県横浜市港 北区新横浜1-29-1	8011701015195	火災・水災被害復旧の専門業者であり、行政文書の乾燥業務を専門的に行う業者は現時点で選定業者以外に確認できないため。また、他の労働局において行政文書の乾燥業務の実績があることから選定した。また、早急に処置を行わなければ、行政文書が毀損してしまうおそれがあり、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号(緊急の必要により競争に付することができない場合)に該当するため。	5,929,000	5,929,000	100.0%	-		所見なし	所見なし
2	金沢公共職業安定所津幡分室で使用する物品の購入	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3 丁目4番1号	令和5年8月3日	株式会社 創文堂 石川県金沢市玉鉾3 丁目5番地	7220001003766	大雨に伴う浸水被害のため既存の物品が使用不能となり、早期開庁再開に向けた緊急の調達が必要となった。これは会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号(緊急の必要により競争に付することができない場合)に該当するため。	9,864,800	9,864,800	100.0%	-	新規	所見なし	
3	金沢公共職業安定所津幡分室で使用する移動書架の購入・設置	石川労働局 支出負担行為担当官 飯山 浩史 石川県金沢市西念3 丁目4番1号	令和5年8月9日	株式会社 島田商 会 石川県金沢市広岡2 -1-14	5220001003363	令和5年9月4日の開庁日後のなるべく早い段階で設置する必要があり、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号(緊急の必要により競争に付することができない場合)に該当するため。	1,083,500	1,083,500	100.0%	-	新規	所見なし	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

令和5年度第2回 公共調達監視委員会議事録

日時：令和6年3月21日（木）13時30分～15時10分

場所：金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室

出席：西井委員長、塚崎委員（リモート）、村上委員（リモート）

事務局（飯山総務部長、中村会計第2係長、長谷川会計第3係長、酒井会計第2係員）

司会（木谷総務課長補佐）

1 開会

挨拶：総務部長

本日は業務ご多忙のところ、公共調達監視委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに地震によって被災されました県民の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。労働局労働基準監督署、ハローワークが一体となって、被災された事業者の皆様、労働者の皆様に対する支援につきまして、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に公共調達に関しましてお話をさせていただきます。

毎回お話をさせていただいておりますが、国の予算執行につきましては、透明性、適正執行、コスト削減が求められております。

会計処理、公共調達事務に当たりましては、会計検査院からも厳しく全省庁的に見られておりますので、もし指摘等されますと、行政の信頼を著しく損ねるおそれがございますので、会計処理、公共調達事務に当たりましては、日頃からしっかりと検証を行って適正な処理に努めているところでございます。

本日ご審議いただきました結果等を踏まえまして、今後の更なる適正な事務処理に活かしていきたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

（総務課長補佐）

申し遅れましたが、石川労働局の木谷でございます。

本委員会の進行につきましては、委員の皆様方にできるだけ審議に専念していただくため、私が進行役を務めさせていただき、委員長に確認を取る形で進めさせていただいておりますが、今回も同様で大丈夫でしょうか。

（異議なし）

ご承認いただきありがとうございます。

なお、本日出席予定をしておりました総務課長につきましては、所用のため欠席しております。ご了承ください。

第2回監視委員会の審議の前に、第1回監視委員会において4件の審議案件についてご意見等をいただいていたので、事務局からご説明いたします。

- ・1件目は「令和5年度 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約」について、評価基準の詳細の資料を提示する。
- ・2件目は「令和5年度 中小事業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（窓口相談・セミナー等による支援）委託契約」について、1件目と同様、評価基準の資料を提示する。
- ・3件目は「令和5年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約（小松地区）」について、資料の文字が小さかったので拡大して提示する。

この3件につきましては、本日の審議案件と併せて、すでにお送りした資料の中に同封させていただいておりますが、ご確認していただき、何かご質問があればお願いします。

（委員）評価がきちんとなされているかの確認はできましたが、技術審査委員会の内容までは見る必要がないと思っています。併せて、資料の送付方法についてですが、データで送付していただく方法もあると思いますので、御検討ください。

（事務局）資料については、今回全部お見せした方がよろしいかと思ってお送りいたしましたが、ご意見をふまえて、ご提示する資料、提示方法について検討いたします。

（課長補佐）それでは、4件目でございますが

「令和5年度 高齢者活躍人材育成事業委託契約」について、予定価格積算書に記載されている3、事業費の中の「連絡旅費」と「説明会等に係る旅費」の違いを報告するというものでした。これについて、事務局より回答を行います。

（事務局）お尋ねの、「連絡旅費」と「説明会等に係る旅費」の違いについて御説明いたします。「連絡旅費」とは、委託先であるシルバー人材センターの職員が、技能実習等の会場へ行く際に必要な旅費のことをいいます。また、「説明会等に係る旅費」については、委託先のシルバー人材センターの職員ではなく、委託先が開催する連絡会議等について、呼び出す委員の方にお支払いする旅費のことをいいます。

（課長補佐）事務局の説明でご了承いただけるでしょうか。

（委員）説明は納得しましたが、項目の書き方を工夫するともう少しわかりやすくなるのではないかと思います。

（事務局）確かにその通りですので、来年度以降記載を工夫したいと思います。

(課長補佐)

では、第2回監視委員会の審議に移りたいと思います。

今回の審議対象期間は令和5年5月1日から12月31日で、審査対象基準は、

- 公共工事では予定価格が250万円を超える案件
- 物品の購入及び役務では予定価格が100万円以上の案件
- 物品の借入では予定価格が80万円以上の案件
- また、企画競争、公募等による場合の応募者が1者のもの
契約の相手方が独立行政法人のもの
委託契約金額に占める再委託金額の割合が1/2を超えるもの
となっております。

お手もとに一覧表をお配りしておりますが、該当する契約件数は、契約方法別で

- 公共工事の競争入札によるもので 1件
- 公共工事の随意契約によるもので 1件
- 物品の購入及び役務等の競争入札によるもので 12件
- 物品の購入及び役務等の随意契約によるもので 3件 となります。

本日ご審議いただく案件は、要綱第6条の規定に基づき10件程度となっており、10件の審議案件を予定しております。

審議にあたりましては、お配りいたしました、契約方法別に契約の相手方や契約の概要等を記載した調書により、事務局がその内容についてご説明申し上げます。

委員会は、報告の内容又は審議いただく内容に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じ石川労働局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができるとされており、その場合は、その内容を速やかに公表することとなっております。

2 石川労働局公共調達審査会の報告 (課長補佐)

要綱第2条1号に基づき、石川労働局公共調達審査会の報告を事務局よりお願いします。

(事務局)

石川労働局の内部チェック機関であります石川労働局公共調達審査会が、本年2月7日に開催されましたので、その審議結果をご報告申し上げます。

資料ですが、審査会委員長から監視委員会委員長への結果報告で、別紙1がその報告書となっております。

審査対象期間は今回の審議対象期間と同じく、令和5年5月1日から12月31日で、審査契約件数は、契約方法別で

- 公共工事については、競争入札によるものが1件、随意契約によるものが1件で、合計で2件でした。
- 物品の購入及び役務等については、競争入札によるものが6件で、随意契約によるものが3

件で、合計で9件でした。

審査対象基準は、今回の審議対象基準と同じく、

○公共工事では予定価格が250万円を超える案件

○物品の購入及び役務では予定価格が100万円以上の案件

○物品の借入では予定価格が80万円以上の案件

○企画競争、公募等による場合の応募者が1者のもの

契約の相手方が独立行政法人のもの

委託契約金額に占める再委託金額の割合が1/2を超えるものとなっております。

なお、審査会での審査の結果、すべて適正とご判断いただきました。

3 審議案件の抽出（課長補佐）

本日の審議案件の抽出について、事務局から説明願います。

（事務局）

審議案件につきましては、要綱第6条により、10件程度、事前は無作為抽出することとなっております。そのため、委員長に審議案件を抽出していただきました。具体的には、

○公共工事等の競争入札分につきましては、No.1

○公共工事等の随意契約分につきましては、No.1

○物品・役務等の競争入札分につきましては、No.1, 2, 5, 9, 10, 12

○物品・役務等の随意契約分につきましては、No.1, 3 となりました。

この10件について、ご審議をお願いいたします。

4 契約案件の審議（課長補佐）

それでは、事務局から審議案件の内容について説明いたしますので、1件ごとにご審議をお願いいたします。

競争入札によるものから、事務局より審議に必要な事項についてご説明申し上げた後、その後、委員からのご意見、ご質問を賜りたいと思います。では、事務局からの説明をお願いします。

（1）公共工事に係る一般競争入札

・No.1 「七尾地方合同庁舎及び穴水地方合同庁舎車庫棟シャッター取替工事」

委員：二点確認したいのですが、1つ目は履行期限が令和6年3月25日までになっており、また年初に地震が発生しましたが、結局この工事ってどうなったのかということです。

2つ目は工事請負契約書の第5条に「受注者は工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」と要するに再委託のことが記載されていますが、本調達において、シャッター工事自体が主たる部分だと思うのですが、落札したのが契約業者で、再委託先がシャッター工事を行うということは、どういう整理になっているのでしょうか。

事務局：一点目ですが、契約は10月27日に行いまして、工事は12月末までに実施をしております。次に二点目の再委託の件につきましては、再委託先が既存のシャッターの寸法に合わせてシャッターを作成し、契約業者は施工管理や現場監督を行ったり管理者を配置することになっています。

委員：最後の方に別の再委託の案件がでてきますが、その案件は再委託金額が契約金額の2分の1を超えていないことが確認できる一方で、このシャッターの案件は再委託金額が契約金額の2分の1を超えています。契約書にある主たる部分という文言と再委託金額が2分の1を超えているというのは繋がっているというふうにも読めるのですが、本案件における再委託は問題ないのでしょうか。

事務局：厚生労働本省からの通達によりますと、再委託の基準につきまして、業務遂行管理部分は再委託してはならない、と記載されており、契約業者が施工の管理を行う部分については再委託を行っていないという判断をしています。また再委託金額が契約金額の2分の1を超えないことについては、(通達上)原則2分の1未満とすることになっておりまして、あくまで原則であり、2分の1を超えても直ちに問題はありません。

委員：本調達には能登地域の調達ですが、入札を実施してもほとんど競争にならずに一者応札ばかりになっているのが現状ですけれども、人手不足で困っているのに、なぜわざわざ本調達のように再委託を行うのでしょうか。シャッター屋さんが直接受注した方がいいのではないかと思います。

事務局：調達にあたって、当初は再委託先の方と作業工程等のお話をさせていただいたのですが、再委託先の競争参加資格が、本調達の案件の区分よりも大きく、入札に参加できないことがわかりまして、その後、本調達の案件の区分に合った契約業者の方から応札があって、結果的に契約業者が落札し、再委託先の下請けを出したということになります。

委員：業界の事情はあるでしょうけど、無駄なことをしているなという気になります。

事務局：本件に関しまして、一社応札となっていますが、実は他の業者様からもお問い合わせはいただいたのですが、その業者様は本案件の競争参加資格を持っていなかったため、お断りしたということもありました。

委員：そうすると、参加資格の妥当性をもう一度検討する必要があると思います。

事務局：幅広い業者が応札できるよう検討します。

(2) 物品・役務等に係る一般競争入札

・No.1「令和5年度、石川労働局及び各署所用封筒印刷作成」

委員：特に意見無し

・No.2「令和5～9年度 石川労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 (No.1)」

委員：前回と同じ話になりますが、総合評価落札方式における計算について、資料の提示をお願いします。

事務局：申し訳ございません。次回提示でよろしいでしょうか。

委員：結構です。

委員：開札調書の「電子」とはどういう意味ですか。

事務局：電子調達システムを利用した応札のことをいいます。

委員：別の言葉で言い換えたほうがいいと思います。

事務局：承知いたしました。

・No.5 「新型コロナウイルス対応休業支援金センター閉鎖に伴う什器等移設運搬業務委託」

委員：1者応札となった理由はどのようにお考えになっているのでしょうか。

事務局：運搬業務ということで、まずは大手の運送会社にお声がけをしましたが、当調達案件の予定価格に対し設定される競争参加資格では、大手の運送会社のようにAの資格をもっている会社が参加できないこととなります。そのため中堅の会社様にもお声がけをさせていただきました。興味をもっていただいた会社様もあったのですが、仕様書上、運んだ什器を運搬先で耐震固定するとか、運んだ什器の代わりに運搬先の什器を引き取る作業も伴うなど細かい作業があったため、その部分が対応できないとか職人がいないということで断われたということがございました。

委員：設置と運搬を区別して別の業者に発注するというアイデアもあると思うのですがどうですか。

事務局：ある業者が書庫等をいったんハローワークに運び込んだときに、これを耐震固定して既存の書庫を引き取ってくれるのは別の業者ということになると、それまで運び込んだ書庫はどこに置いておくのかという問題が生じます。現在ハローワークは大変狭い事務室の中で業務を行っており、やはり運び込みと耐震固定、引き取りは一体で行う必要があると考えておりますが、委員のご意見については今後の調達の上で検討させていただきたいと考えています。

委員：最初に休業支援金センターに什器を導入したのが、本調達の契約業者だったってことじゃないですか。どこを固定していたとか全部わかっているのでは、応札しやすかったという気がします。

事務局：確かに休業支援金センターに什器を導入したのは、本調達の契約業者と同じでした。ですが、我々としてはそのことにこだわってお声がけしたということはありません。センターについては何年続くかは分かりませんでしたが、恒久的な事務所でないことはわかっていたので、什器も最低限の耐震固定しかしておりませんし、他の業者様が初めて入ってこられても対応できるような状態だったと思います。

・No.9 「石川労働局管内各施設で使用する電子複合機の購入等」

委員：購入費用だけでなく、保守料金も含めてトータルコストで考えた方がいいと思うのですが、それはどのように考慮されていますか。

事務局：予定価格積算書に記載されていますが、落札金額の内訳として、本体の購入費、設置費のほか、令和6年3月末までの2カ月の予定数量を元に保守料金も算定していただいて、それも含めて一番安いところが落札することとなっていました。また、令和6年4月以降の年間の保守については、別に入札を行い、一番安いところに保守業務をお願いしています。

・No.10 「各公共職業を安定所で使用する丁合機2台の購入」

委員：参考見積のA社とB社で運搬設置費用が大きく異なるのはどういう理由ですか。

事務局：参考見積の中に値引きという項目があって、この値引きが運搬設置費用にかかっているものとないものがあるということだと推察されます。ただ、最終的には全体で見ますので、予定価格としては全体として低い方の金額を採用したということになります。

委員：安いと壊れやすいという可能性もありますが、どう考えますか。

事務局：仕様をきちんと満たしていただけるのであれば、問題ありません。

・No.12 「金沢労働基準監督署で使用する移動式書庫の購入設置等」

委員：オカムラ製の書庫ですか

事務局：コンゴ製です。オカムラ製の書庫よりも低廉な価格で調達できたと思います。

(3) 公共工事に係る随意契約

・No.1 ハローワーク津幡OAフロア改修工事

委員：特に意見無し

(4) 物品・役務等に係る随意契約

・No.1 金沢公共職業安定所津幡分室における文章復旧作業追加分

委員：この処置をした後、一体どれくらいの文書が復旧できたのですか。

事務局：コンテナ35箱分となります。当初は浸水して紙と紙がくっついている状態で、臭いもひどい状態でしたが、返ってきた書類は一枚一枚が乾燥してめくれる状態となり、臭いもかなり抑えられている状態でした。ただ、それにしても大変高額な調達でしたので、実は行政文書ではないけれど大切な書類というものがたくさんあったのですが、そういった書類はなるべく職員の手で天日干しして乾かすようにするなど、最低限行政文書として必要な分のみを依頼するようにしました。

委員：どういう形で行政文書を保存するかということも考えないといけないですね。紙で残すのか、あるいはクラウド上に残すのかということも考えないと、この先どんな災害があるかわからないですから。紙の復旧にお金がすごいかかるのなら、電子的に保存した方が良いのかもしれない。

事務局：行政文書の電子化ですが、今政府で電子化の取組っているのを推進しておりまして、基本的に可能な限り電子化をしていくというところで取り組みを進めています。で一方でやはり事業者とか労働者の方から申請書類が出てきますので、それをPDF化して電子化するということに1手間2手間という部分もあって、かえって費用負担がかかる部分もあるので、その辺をしっかりと見極めながら、可能な限り行政文書の電子化を図るということで、今政府一丸となって進めているというのが現状であります。

委員：再委託の承認について、契約業者から一部開示できないことがあるということで、これは本当はいかんのではないかと思うのですが、緊急事態だったので、今回に限ってはやむを得なかったとは思いますが、これは総務部長さんが承認をすれば問題ないという理解でいいですか。

事務局：契約自体は支出官の労働局長まで決裁という体系となっておりますが、再委託に関しては総務部長（支出負担行為担当官）が最終決裁権者という形になっております。確かにご指摘通り開示できない理由がいろいろあるようではございますが、今回は緊急性というところで、一日も早く事業者や労働者の皆様のために開示しなければならないということがありました。また、業者が限られているというところで、契約業者にお願いするとなったときに、フリーズドライ製法が可能なのは再委託先しかないということなので、そういった優先順位をふまえて承認したということになります。

・No.3 金沢公共職業安定所津幡分室で使用する移動書庫の購入設置

委員：特に意見なし

5 意見の具申又は勧告（総務課長補佐）

本日御審議いただき案件等は全て終了いたしました。

貴重なご意見等を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

先にご説明いたしました通り、要綱第9条では、報告の内容又は審議した内容に不適切な点や改善すべき点があると認められた時は、必要に応じ局長に対して意見の具申又は勧告を行うことが出来ることとなっております。

改善すべき内容の確認ですが

- ・本日最初に資料として提示させていただいた「令和5年度 高齢者活躍人材育成事業委託契約」に関し、予定価格積算書の「連絡旅費」と「説明会等に係る旅費」をもっと分かりやすい表現にする。
- ・1-1「七尾地方合同庁舎及び穴水地方合同庁舎車庫棟シャッター取替工事」について競争参加資格について検討を行う。
- ・3-2「令和5～9年度 石川労働局の業務用自動車賃貸借業務一式（No.1）」について「電子」という記載を分かりやすい表現にする。
- ・同じく3-2において、評価の基準や評価点の計算方法について資料を提示する。

上記の提示する資料の内容または方法については検討の上、次回提示するというところでよろしかったでしょうか？

委員：それで結構です。

（総務課長補佐）

ありがとうございます。

本日の結果につきましては、中央公共調達監視委員会へ報告させていただきますとともに、要綱第5条第2項の規定により、議事録等は石川労働局のホームページにて公表させていただきます

す。

6 閉会（総務課長補佐）

以上をもちまして、令和5年度 第2回石川労働局公共調達監視委員会を終了いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。